

## 第5回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和2年11月25日(水)
- 2 開閉時間 午後1時30分開会 午後2時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人  
1番 寺崎秀子      2番 小野寺昭一      3番 坂上 修      4番 佐藤美頭雄  
5番 斉藤哲子      6番 佐々木辰善      7番 山崎禎彦      8番 鈴木英博  
9番 松田直人      10番 相澤峰基      11番 北村浩光      12番 小川一也  
13番 舟根 禎      14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 9番 松田直人、10番 相澤峰基
- 9 議事内容  
報告第1号 使用貸借の解約の通知について  
報告第2号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について  
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 土地の現況証明書の交付について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第5回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、9番委員、10番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「使用貸借の解約の通知について」、日程第3報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。  
報告第1号「使用貸借の解約の通知について」でございます。  
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。  
議案3頁、4頁をご覧ください。  
番号が3番、4番の2件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所及び氏名、契約の内容、解約年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。  
解約の理由については、備考欄に記載されているとおりです。
- 続きまして、議案6頁をご覧ください。  
報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。  
北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、1番の現地確認委員、吉本会長、寺崎委員及び松田委員の3人の指名について、専決処分しましたので報告します。  
報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、次の日程に入ります。  
議長 続きまして、日程第4議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 主幹 それでは、議案8頁をご覧ください。  
議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は9頁、10頁をご覧ください。

番号が32番から37番の6件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、33番については、解約日が11月9日で引渡し時期が11月15日、他の案件については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

この案件の32番につきましては、小野寺委員が、35番、37番につきましては、舟根代理が、36番につきましては、佐藤委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、32番から審議いたします。

2番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

32番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは32番の案件については、認めると決定しました。

2番委員 着席

議長 議事参与の案件がありますので、35番、37番から審議いたします。

13番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

35番、37番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは35番、37番の案件については、認めると決定しました。

13番委員 着席

議長 続いて、36番の案件について審議いたします。

4番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

36番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは36番の案件については、認めると決定しました。

4番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、残りの案件について、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が6番、7番の2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の1頁、2頁に載せてありますのでご確認願います。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の3頁、4頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

この案件の6番につきましては、小野寺委員が議事参与の制限を受ける案件となっております

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、6番から審議いたします。

2番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

6番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは6番の案件については、認めると決定しました。

2番委員 着席

議長 7番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

7番の案件について認める方は挙手をお願いします  
委員 全員挙手  
議長 はい、7番の案件について認めると決定しました。  
議長 続きまして、日程第6議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。  
主幹 それでは、議案16頁をご覧ください。  
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。  
農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について、審議をお願いします。  
議案は17頁、18頁をご覧ください。  
1番で、農地1筆に関する許可申請です。  
転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は農家住宅の建築で、計画の内容は住宅195㎡、駐車場103㎡、雪捨て場90㎡です。  
転用基準の区分は、現在、農用地区域内の除外の手続き中ではありますが、手続き完了後、甲種農地になります。  
許可理由については、記載のとおりで農家住宅の建築による転用であることから、基準を満たすものと判断します。  
手続き完了後、農振地域内、農用地区域外となり、都市計画は、都市計画内で市街化調整区域です。  
なお、土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。  
位置図は説明資料の5頁、土地利用計画図は、説明資料の6頁に載せてありますので、ご確認ください。  
また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本案件は、平成28年3月8日付け「農地法第4・5条に係る30a以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」の1の(2)いわゆる農家住宅に該当することから、意見聴取の対象から除外できる案件であるため、意見聴取しないものとする。  
また、許可相当とした場合、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更後に許可するものとしています。  
説明は以上です。  
議長 それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。  
質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。  
委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は21頁、22頁をご覧ください。

番号が2番から5番までの4件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、説明資料の7頁から10頁までに、調査書は、11頁から14頁までに載せてありますのでご確認願います。

この案件の2番につきましては、小野寺委員が、3番、5番につきましては、舟根代理が、4番につきましては、佐藤委員が議事参与の制限を受ける案件となっております。

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 2番です。

12番委員 あっせん期間が10月29日から11月9日まで、あっせん回数が3回です。

総額1,300,000円で成立しています。

議長 3番です。

7番委員 あっせん期間が11月4日から11月13日まで、あっせん回数が3回です。

反当単価が235,00円で成立しています。

議長 4番です。

あっせん期間が11月11日から11月17日まで、あっせん回数が3回です。

5番です。

7番委員 あっせん期間が11月4日から11月19日まで、あっせん回数が3回です。

反当単価が220,00円で成立しています。

議長 議事参与の案件がありますので、2番から審議いたします。

2番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
2番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手  
議長 はい、それでは2番の案件については、認めると決定しました。  
2番委員 着席  
議長 続きまして、3番、5番について審議いたします。  
13番委員 私の案件ですので、退席します。  
議長 質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
3番、5番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手  
議長 はい、それでは3番、5番の案件については、認めると決定しました。  
13番委員 着席  
議長 続きまして、4番について審議いたします。  
4番委員 私の案件ですので、退席します。  
議長 質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
4番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手  
議長 はい、それでは4番の案件については、認めると決定しました。  
4番委員 着席  
議長 続きまして、日程第8議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」  
を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案24頁をご覧ください。  
議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計  
画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。  
議案25頁、26頁をご覧ください。  
番号が59番、60番の2件でございます。  
59番については、元借主の法人への賃貸借です。  
60番については、借主の規模拡大による賃貸借です。  
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権  
の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。  
位置図は説明資料の15頁、16頁に、調査書は、説明資料の17頁、18頁  
に載せてありますのでご確認願います。  
この案件の59番につきましては、小野寺委員が議事参与の制限を受ける  
案件となっております

説明は以上です。

- 議長 議事参与の案件がありますので、59番から審議いたします。
- 2番委員 私の案件ですので、退席します。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 59番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは59番の案件については、認めると決定しました。
- 2番委員 着席
- 議長 60番について審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
- 60番の案件について認める方は挙手をお願いします
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、60番の案件について、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第9議案第6号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 主幹 それでは、議案28頁をご覧ください。
- 議案第6号「土地の現況証明書の交付について」でございます。
- 北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。
- 議案29頁、30頁をご覧ください。
- 番号が10番の1件でございます。
- 土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
- 10番について位置図は、説明資料の19頁に、航空写真は20頁、現地写真は21頁、調査票は22頁に載せてありますので、ご確認ください。
- 報告第2号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。
- 現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。
- 9番委員 はい、10番の案件について、11月17日、吉本会長、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。
- 願出のあった土地には、物置、車庫が建っており、宅地と一体として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。
- 報告は以上です。
- 議長 それでは、議案第6号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。



委員 質疑ございませんか。

議長 無しの声

委員 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議長 議案第6号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第6号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

主幹 その他に入ります。

議長 次回の定例会についてですが、12月21日(月)の17時30分からで、考えていますが、よろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、12月21日(月)の17時30分からでお願いします。

主幹 主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

議長 続いてあっせんの経過報告についてです。

委員 本日公布しました資料をご覧ください。

議長 記載されている内容に変更がある方はいらっしゃいますか。

委員 また、前回の定例会から6件申出の追加がありましたので、あっせん委員の指名をお願いします。

議長 私から指名してもよろしいでしょうか。

委員 問題なしの声

議長 18番は、9番委員、10番委員、19番は、3番委員、6番委員、20番は、1番委員、5番委員、私、21番は、9番委員、私、22番は、11番委員、12番委員、23番は、1番委員、私でお願いします。

議長 それでは、以上をもって第5回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。